

環境審議会議事録

1. 日 時 令和3年8月5日（木） 午前10時～午前11時15分

2. 場 所 本庁 新館1階 第一会議室

3. 次第

1) 開会 課長（進行兼）

2) 委嘱状交付（市長が新委員に交付）

3) 市長あいさつ

4) 自己紹介及び職員紹介（一人ずつ自己紹介を行う）

5) 所掌事務説明（南アルプス市環境基本条例 第4章 第22条の説明）

6) 正副会長選任（事務局に一任にて決定、会長、副会長を選任）

7) 会長あいさつ

8) 議事・・・議長

（1）市環境行政の現状について

・P1～P20（騒音、振動、悪臭、し尿汚泥処理）担当リーダー：資料により説明

リーダー：3、4ページの内容を修正いたしましたので、差替えをお願いします。

リーダー：18ページの構成（乙）日立Astemo株式会社の締結時期を昭和から平成に修正をお願いします。

会 長：3、4ページは騒音規制法の27条と環境基本法16条の元になっている資料だったため、差替えの資料の通りに直させて頂きました。環境基準は行政上の目標値のため、苦情は関係ありません。

会 長：5ページの自動車騒音調査結果の表にある環境基準は面的評価結果に変えて下さい。

会 長：騒音の一種区域と二種区域が振動の一種区域、悪臭のA区域になります。騒音の三種区域と四種区域が振動の二種区域になります。騒音の三種区域が悪臭の

B区域、騒音の四種区域が悪臭のC区域になります。

会 長：悪臭の臭気指数とはどこまで薄めれば匂いなくなるかを表したもので、A区域の臭気指数13は20倍に薄めると匂いを感じない、B区域の臭気指数15は30倍薄めると匂いを感じない、C区域の臭気指数17は50倍薄めると匂いを感じないことを表しています。平成16年に基準を設定しています。匂いは人間の鼻で判断するのが一番よいので臭気指数が活用されています。

会 長：振動には環境基準はありません。

・P21～P22（ごみ減量）担当リーダー：資料により説明

会 長：22ページの表⑤が不法投棄実績になっているが、不法投棄がある量なのか、市で不法投棄を処理した量なのかでどちらでしょうか？不法投棄実績だと不法投棄を容認しているように聞こえます。

事務局：不法投棄を処理した量になりますので、表⑤は不法投棄処理実績になります。

会 長：行政が不法投棄を処理すると不法投棄した人が儲かってしまう為、県では不法投棄を処理することは喜びとしていません。県のスタンスとしては不法投棄を処理する場合、不法投棄した人を特定して処理した費用をもらうようにしています。市でも同じスタンスをとった方がよいと思います。

事務局：市では警察に連絡をして捜査をしてもらい、不法投棄した人を特定できない場合、公共施設は撤去するが民地の場合は所有者の方に指導しています。

会 長：法律が変わって捨てられた民地の所有者の方にも責任があることになるので、事務局の対応方法は正しいと思います。

委 員：平岡で大型の冷蔵庫とテレビが捨てられたことがあったが、土地の所有者が高齢であり不法投棄の処理ができないことがあったので、市民が困っている場合は、柔軟な対応をしていただけるとありがたいです。

事務局：捨てられた責任はあることを念頭においた上で、特に重量ゴミ（冷蔵庫やテレビ等）は状況とご相談の内容を踏まえた上で今も柔軟に対応しています。

委 員：一般ごみ収集量の表の中で小型家電の収集量はどこを見ればいいですか？

事務局：有価物（粗大ごみ）になります。

・P23～P30（犬に関すること、地球温暖化対策）担当リーダー：資料により説明

委員：南アルプス市内の咬傷事故は年間に何件ありますか？

リーダー：令和2年度は5、6件あります。

委 員：毎年同じ数の咬傷事故がありますか？それとも減ってきていますか？

リーダー：毎年同じ数くらいあります。

委 員：咬傷事故が発生するのはリードや首輪が外れて噛むパターンですか？

リーダー：そうです。

委 員：今年は少ないですか？

リーダー：今年は1件発生していますが、基本保健所の対応になるので市に情報が入らな

いため、正式な数は分かりません。

(2) その他 なし

9) 閉会 課長